

平成30年11月7日

殿

法務省大臣官房付  
(入国管理局担当)

法令適用事前確認手続回答通知書

平成30年10月9日付け法令適用事前確認手続照会書をもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

(照会1)

インドネシアにおいて、サルジャナ（S1）の学位を取得できる教育課程と同等に、ディプロマ（D3, D4）の教育課程が「卒業又は修了をした者に対して学位の授与される教育課程」として評価され、ディプロマ課程の学生に「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件」第九号に掲げる活動（以下「インターンシップ」という。）が認められるか否か。

(回答)

インターンシップの対象となる者は、外国の大学の学生（卒業又は修了した者に対して学位の授与される教育課程に在籍する者（通信による教育を行う課程に在籍する者を除く。）に限る。）であり、学位の授与されない教育課程に在籍する外国の大学の学生は対象とはならない。

なお、インドネシアにおけるディプロマ（D3, D4）の教育課程が学位の授与される教育課程であるか否かについては一義的に明らかでなく、提出資料等に基づいて個別に判断することとなる。

(照会2)

(照会1)においてインターンシップが認められる場合、4年の標準教育課程であるD4の学生と同様に3年の標準教育課程であるD3の学生が「一年を超えない期間で、かつ、通算して当該大学の修業年限の二分の一を超えない期間内当該機関の業務に従事する活動」として在学中の1年間のインターンシッ

プが認められるか否か。

(回答)

(照会1)においてインターンシップが認められるか否かについては、提出資料等に基づいて個別に判断することとなる。

以上